

## イギリス・新児童給付制度案

4月15日、ヒーリー蔵相が下院で1976年度予算案を発表した。この来年度予算案は、直接税および間接税の引上げと9億ポンドの公的支出削減計画が盛り込まれており、総需要抑制により2万人の失業者がみこまれている。その代価の一部は現在のインフレを償うためのものである、と蔵相はのべている。2時間余におよんだ蔵相演説に労働党議員はせきとして声がなかった。サッチャー女史によると、前代未聞の重税予算だとコメントしている。1976-77年度における3億ポンドの赤字を埋める手段として、公的支出の削減と増税が強化された。

このきびしい予算において、社会保障面での新規措置として“新家族手当制度”——第1子を含むすべての児童に対する児童給付——が提案されている。この制度は1977年4月実施が予定されており、週1.50ポンドの手当が片親家庭の第1子にも拡充されることになっている。

以下、蔵相の予算演説から、“新児童給付”に関する部分——他には、社会保障・保健関係についてはふれていない——を紹介する。

「私は、政府が児童をかかえている家庭の特別なニーズについて十分に承知していること、を強調したい。その理由は、私が昨年11月の予算ステートメントで発表したように、家族手当の週1.5ポンド引上げを実施した。

これは1968年以来据置かれていた家族手当をはじめて引上げたことになる。

また、政府は、財源および事務的な実施の準備がととのい次第すみやかに、第1子を含むすべての児童を支給対象とする“児童金銭手当または児童給付”の新制度を導入するという政府公約を実施する、と昨年11月に申しあげた。

さて、政府は、所要の立法につき議会の承認を得て、本制度を1977年4月に導

入するよう決定した。(保守党議員、爆笑)この時点は、受給資格をもつ700万家庭のすべて——現在、家族手当をうけている家庭をこえること300万——に家族給付を拡充することが事務的に可能な最も早い時期である。

もちろん、この制度には経費がかかる見通しである。すでにのべたような経済見通しと支出抑制をふまえて、その費用は予算全体の枠内におさめる必要がある。

この制度の完全実施は、1977年以後になるが、片親家庭のようなケースについてはもっと早い時期に援助の手をさしのべることができよう。(労働党議員、拍手)そこで、政府としては、議会の承認を得て、片親家庭の第1子——これまで、この種の給付をうけていない——に対し週1.50ポンドの家族手当を拡張実施する暫定給付を導入することを提案するものである。この給付は家族手当と同じく課税対象となる。

この暫定給付は1976年4月から実施し、1年後には新制度に切替えたい。したがって、片親家庭は各家庭の第1子に家族手当を拡張するというわが党の公約の利益をうける先陣となる。1976-77年度の費用は約2,300万ポンドとみている。」

*The Times*, Apr. 16, 1975.

(田中 寿 国立国会図書館)

## 西ドイツ・疾病保険改正法案

1974年11月連邦政府が閣議決定した疾病保険改正法案の内容を紹介する資料が手に入ったので要点を記してみよう。

法案の目的

- 1 金庫医による外来診療サービスの改善。とくに、金庫医協会の計画機能、政策手段を強化して供給の確保をはかること。